

第8回尾張旭市議会議員政治倫理審査会 次第

令和4年8月22日（月）

午後1時30分

第2委員会室

議 題

1 措置の審査について

2 尾張旭市議会議員政治倫理審査会結果報告書について

3 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 本日の進め方 (案)

【議題2 資料】

- 2 審査結果報告書 (案)

【議題3 資料】

なし

本日の進め方（案）

第1 事実の確認

・ 審査の範囲の再確認

委員、審査請求者等からの資料等の採用について確認

- 1 山下議員からの弁明を記載した書面
- 2 松原議員の資料
- 3 川村議員の資料
- 4 陣矢委員の質問項目
- 5 花井委員の資料

7月28日確認済み

・ 審査請求対象議員からの弁明

・ 委員及び審査請求者からの質問項目や資料の提出に伴う質疑応答又は確認

・ 上記を踏まえ、必要に応じて、再度、質疑を行いたい方への質疑応答

・ 事実認定

全委員から意見を聴き、採決により事実認定する。

第2 政治倫理基準に抵触するか否かの審査

全委員から意見を聴き、採決により政治倫理基準に抵触するか否かを認定する。

第3 措置の審査

(1) 全委員から意見を聴く。

8月10日確認済み

(2) 採決により審査会が必要と認める措置を決定する。

第4 審査結果報告書の確認

事前に正副会長で作成した審査結果報告書案を基に、全委員で内容の確認を行う。

令和4年 月 日

尾張旭市議会議長
篠田 一彦 様

尾張旭市議会議員政治倫理審査会
会長 早川 八郎

審査結果報告書

令和4年5月30日付けで審査請求のあった件について、尾張旭市議会議員政治倫理要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査の対象となった議員の氏名

山下 幹雄

2 審査請求の対象となる事由の内容

令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押した行為

3 審査の経過等

別紙のとおり

4 審査結果

付託事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押した行為」があったことについては委員全員の賛成により認定し、当該行為が尾張旭市議会議員政治倫理要綱（以下「倫理要綱」という。）第3条第1項第1号の規定に違反するということについては出席委員全員の賛成により認定した。

5 措置の内容

前回の意見を基にした記載例

措置に関しては3分の2以上の同意を得ることができないことから、報告書には出された意見を記載することとした。

なお、審査会における措置の意見としては、3名の委員からは「議員の辞職勧告を行う。」、1名の委員からは「公開の議場での戒告を行い、陳謝を求める。」、2名の委員からは「嚴重注意処分などの議長が必要と認める措置を講ずる。」との意見が出された。

6 審査会の意見

本審査会に付託された事件は山下幹雄議員の暴力行為であり、政治倫理基

準にある「市民全体の代表者として、市民の規範となるような公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に違反すると認定した。当該行為に至るに当たり相手議員の言動等について山下議員は意見を述べられたが、議会の構成員である議員であるとするならば言論で解決すべきであり、お腹で押すという有形力の行使を正当化するものではない。

本審査会においては措置の結論を得ることはできなかったが、委員の中には議員の身分に関わる措置を求める意見も出されたものである。山下議員には、本審査会による結果に至った経緯を深く受け止めていただき、今後、市民全体の代表者として規範となるような行動に心掛けていただき、市民の負託に応えるための慎重な行動を強く願う。

別紙

1 審査会の設置

令和4年5月30日付けで議員3名から倫理要綱第5条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、倫理要綱第6条第1項の規定に基づき同年6月2日に審査会を設置し、同日、倫理要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき各派代表者会で委員選任について諮り、7名が委員に選任された。

2 審査の経過

本審査会は、審査に付された事件が倫理要綱第3条第1項第1号に規定されている「市民全体の代表者として、市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」の政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて公平かつ慎重に審査を行った。

第1回審査会は、令和4年6月6日（月）に開催し、本審査会の正・副会長を互選したのち、審査請求内容等として審査請求書及び今後の進め方を確認し、第2回審査会の開催日程を調整した。

補足事項として、審査請求書の確認では、「審査請求の代表者である松原議員からの審査請求の趣旨等の説明」を行った。

第2回審査会は、令和4年6月17日（金）に開催し、審査内容等の確認を行い、第3回審査会の開催日程を調整した。

補足事項として、審査内容等の確認においては、今後の進め方を確認した後、審査請求の対象となった事象の起きた場面の音声データを審査会の場で流し確認を行った。

第3回審査会は、令和4年6月28日（火）に開催し、今後の進め方の確認を行った。

補足事項として、片渕委員及び川村委員の辞任の報告がなされ、今後の進め方の確認では、次回以降の審査会において新たな委員とともに再スタートすることとし、第4回の審査会では「審査請求の対象となった事象の起きた場面の音声データを審査会の場で確認」、「審査請求の代表者である松原議員からの審査請求の趣旨等の説明」及び「審査請求対象議員の山下議員の説明及び弁明」を行い、第5回の審査会では松原議員及び山下議員への質疑応答を行うこととした。

第4回審査会は、令和4年7月5日（火）に開催し、審査請求内容等の確認を行い、第5回以降の審査会の開催日程を調整した。

補足事項として、花井委員及び丸山委員の任命の報告がなされ、審査請求内容等の確認では、「審査請求の対象となった事象の起きた場面の音声データを審査会の場で確認」、「審査請求の代表者である松原議員からの審査請求の趣旨等の説明」及び「審査請求対象議員の山下議員の説明及び弁明」を行った。

また、第5回の審査会において、「審査請求の対象となった事象が起きた場面を目撃していた片渕議員及び川村議員からの当時の状況等の説明と質疑応答」、「審査請求の対象となった事象が起きた場面を目撃していた議会事務局職員からの当時の状況等の説明及び質疑応答」及び「松原議員及び山下議員の質疑応答」を行うこととした。

第5回審査会は、令和4年7月12日（火）に開催し、審査請求内容等の確認を行った。

補足事項として、審査請求内容等の確認では、「審査請求の対象となった事象が起きた場面を目撃していた片渕議員及び川村議員からの当時の状況等の説明と質疑応答」、「審査請求の対象となった事象が起きた場面を目撃していた議会事務局職員からの当時の状況等の説明及び質疑応答」及び「松原議員及び山下議員の質疑応答」を行った。

また、第6回の審査会では、「事実認定」、「政治倫理基準に抵触するか否かの審査」及び「措置の審査」をめどに進めることとした。

第6回審査会は、令和4年7月28日（木）に開催し、審査請求内容等の確認を行う予定であったが、途中で傍聴者の議事妨害を受けたため、審査半ばで終了することとなった。

補足事項として、審査請求内容等の確認では、審査の範囲の再確認を行った後、委員、審査請求者等からの資料等の採用についての確認までを行った。

第7回審査会は、令和4年8月10日（水）に開催し、審査請求内容等の確認を行った。

補足事項として、審査請求内容等の確認では、「山下議員の弁明及び質疑応答」及び「松原議員の資料説明及び質疑応答」を行った。その上で、「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」があったこと、及び当該行為は政治倫理基準に違反することを認定した。

第8回審査会は、令和4年8月22日（月）に開催し、措置の審査、及び本付託事件に対する審査結果報告書を確認し、倫理要綱第8条第1項の規定に基づき議長に提出することで認め合った。

また、審査結果等の公表については、倫理要綱第10条に基づき公表される旨確認した。

尾張旭市議会議員政治倫理審査会委員名簿

| | 氏 名 |
|-----|---------|
| 会 長 | 早 川 八 郎 |
| 副会長 | 日比野 和 雄 |
| 委 員 | 秋 田 さとし |
| 委 員 | 櫻 井 直 樹 |
| 委 員 | 陣 矢 幸 司 |
| 委 員 | 花 井 守 行 |
| 委 員 | 丸 山 幸 子 |



令和4年 月 日

尾張旭市議会議長
篠田 一彦 様

尾張旭市議会議員政治倫理審査会
会長 早川 八郎

審査結果報告書

令和4年5月30日付けで審査請求のあった件について、尾張旭市議会議員政治倫理要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査の対象となった議員の氏名

山下 幹雄

2 審査請求の対象となる事由の内容

令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押し
した行為

3 審査の経過等

別紙のとおり

4 審査結果

付託事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を
押しした行為」があったことについては委員7名全員の賛成により認定し、当
該行為が尾張旭市議会議員政治倫理要綱（以下「倫理要綱」という。）第3
条第1項第1号の規定に違反するということについては出席委員6名全員
（1名退席）の賛成により認定した。

5 措置の内容

措置に関しては3分の2以上の同意を得ることができないことから、報告
書には出された意見を記載することとした。

なお、審査会における措置の意見としては、3名の委員からは「議員の辞
職勧告を行う。」、1名の委員からは「公開の議場での戒告を行い、陳謝を
求める。」、3名の委員からは「厳重注意処分などの議長が必要と認める措
置を講ずる。」との意見が出された。

6 審査会の意見

本審査会に付託された事件は山下幹雄議員の暴力行為であり、政治倫理基

準にある「市民全体の代表者として、市民の規範となるような公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に違反すると認定した。当該行為に至るに当たり相手議員の言動等について山下議員は意見を述べられたが、議会の構成員である議員であるとするならば言論で解決すべきであり、お腹で押すという有形力の行使を正当化するものではない。

本審査会においては措置の結論を得ることはできなかったが、委員の中には議員の身分に関わる措置を求める意見も出されたものである。山下議員には、本審査会による結果に至った経緯を深く受け止めていただき、今後、市民全体の代表者として規範となるような行動に心掛けていただき、市民の負託に応えるための慎重な行動を強く願う。